

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
1	全般	—	事業は、いつから着手できるのでしょうか。	内示後に、着手できます。施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。なお、内示時期は7月頃を予定しています。
2	全般	—	新興感染症対応力強化事業は令和7年度中に整備を完了する必要があるのか。	令和6年度国補正予算による本事業は、令和7年度に繰越して実施することを予定しているため、令和7年度中に完了させる必要があります。令和8年度以降への繰越（事故繰越）を前提とする整備は、認められません。
3	設備整備	個人防護具	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はありますか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。
4	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管庫整備として、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのでしょうか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません。原則、建築基準法に基づく建物の設置・改修とみなされるものが補助対象となります。
5	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室整備に医療用（災害用）コンテナは補助対象となりますでしょうか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
6	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となりますでしょうか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
7	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管庫については、イナバ物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
8	全般	—	結核モデル病床も、施設整備・設備整備の補助対象となりますか。	結核モデル病床も、協定による病床確保に係る整備の場合は、補助対象となります。
9	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられていますが、この場合の対象面積は、単純にパーテーションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか等、対象面積の考え方を教えてください。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（＝パーテーションや扉が床に接している面積のみ）が対象となります。
10	施設整備	病室の感染症対策に係る整備	○施設整備事業計画書(様式3-16) 病室の感染症対策に係る整備 ①整備事業期間の着工とは、工事の契約日と考えてよろしいでしょうか ②事業の種別とは何を指すのでしょうか ③専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいでしょうか その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいでしょうか ○補助の内容について ・手術室に陰圧機を設置する場合も当補助金の対象になるのでしょうか ・救急患者の受入処置室に設置する場合は対象になるのでしょうか	○施設整備事業計画書(様式3-16) 病室の感染症対策に係る整備 ①一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。 ②今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。 ③病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染症対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。 ○補助の内容について ・手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になるものと考えています。

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
11	施設整備	個人防護具保管施設の整備	質問（No.7）で例示されたイナバ物置のような倉庫について、地面に基礎を作り、その上に固定するものは、建築（増築）工事に該当する（＝補助対象となる）という認識でありますが、相違ありませんでしょうか。	物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
12	施設整備	個人防護具保管施設の整備	「個人防護具保管施設の整備」について、病床確保や発熱外来にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるものと考えておりますが、間違いありませんでしょうか。	病床確保、発熱外来に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。
13	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないという認識で良いでしょうか。</li> <li>・とある個室に可動式パーテーションの設置工事を行う場合、事業計画書の様式3-16「整備事業の概要」の面積には、その個室全体の面積を記載するのでしょうか。それともパーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積を記載するのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。</li> <li>・当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（工事面積）（＝パーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積）を記載してください。</li> </ul>
14	施設整備	個人防護具保管施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事を伴うキャビネット等の設置の補助対象範囲について 質問（No.4）で「建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません。」と記載されていますが、備蓄倉庫を建築しその内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょうか？</li> <li>2 設置場所について 敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することも補助対象となるのでしょうか？</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。</li> <li>2 初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。</li> </ol>
15	施設整備	病床の感染対策に係る整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>①新興感染症患者を受け入れるための個室整備（トイレ等の付属設備の整備を含む）とあるが、新興感染症発生時、既存の多床室を感染患者受入の専用病室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となり得るか。</li> <li>②また、①が不可である場合、同補助金メニューの「病棟等の感染対策に係る整備」の活用等により、可動式パーテーションの設置により多床室を個室化する計画と併せ、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合は、上記「病室の感染対策に係る整備（トイレ新設）」の補助対象となり得るか。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①②「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。 （当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、補助率は1/3となります。）</li> </ol>
16	設備整備	設備	既存設備の更新は補助対象となりますか。	令和7年度事業より、設備整備事業の補助対象に、新規購入及び増設の他「更新」が追加となる予定です。なお、現時点で、国より補助対象となる「更新」の範囲・考え方等について示されていません。

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
17	施設整備	対象外経費	補助対象外経費に該当する費用とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得又は整地に要する費用</li> <li>・門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷地に要する費用</li> <li>・設計その他工事に伴う事務に要する費用</li> <li>・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</li> <li>・その他整備費として適当と認められない費用</li> </ul>
18	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>個人防護具保管庫を建築物として整備する際、あわせて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気扇や電気設備の整備</li> <li>・PPEのケースを置くためのラックの取り付け</li> </ul> <p>などを行うことが考えられますが、建築物たる保管庫に付属するものであれば、これらの費用も補助対象経費に含めてよろしいでしょうか。</p>	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。
19	施設整備	個人防護具保管施設の整備	「個人防護具保管施設の整備について、対象経費は建物整備の工事に要する費用であり、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は補助対象となります。」とありますが、物置を購入し、建築物として整備する場合は、物置の購入費についても工事に要する費用に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	物置については、医療施設等施設整備費補助金交付要綱の対象経費として定める「工事費又は工事請負費」として整理し、補助金の対象経費として含めることが可能です。
20	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模に具体的な大きさの制限はあるか。</li> <li>・保管庫を移設させることが判明している場合、補助の対象とはならないか。</li> </ul> <p>※今回の事業でコンテナを建築物として整備するが、3年後に診療所の移転が決まっていることから、診療所の移転に併せて、コンテナも移転先に移設したいというもの（コンテナの移設や移転先での基礎工事等は事業者が負担）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模については、病床確保、発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な範囲（協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ）であれば特段制限を設けていませんが、過大な必要備蓄量に対する面積は対象外です。</li> <li>・施設の耐用年数未満で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の一部を返還してもらう場合があります。</li> </ul>
21	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管庫整備を目的として行う工事であるが、どうしてもそれに必要となる収容量を超える整備となる懸念がある。その場合は当該収容相当部分は補助対象外となるのか？	協定締結において定めた備蓄量を大幅に超え、明らかに個人防護具保管庫整備が主目的でない工事であると判断される場合は補助対象外です。個人防護具を保管するために必要と認められるスペースのみが対象となります。
22	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管スペース確保の為の建物改修について、天井下に枠を設けるような改修は、施設整備に該当するでしょうか？	医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行う場合は、施設整備費補助金の対象となり得ます。

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
23	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>現在、CT室として機械を設置している部屋について、新興感染症への備えも含め、CTを撤去し、発熱外来用と個人防護具の保管スペースに改修することを検討している医療機関がございます。</p> <p>CTの撤去工事と保管スペース確保のためのパーテーション設置を考えている一方で、パーテーションは物品購入に近いと思われるので、補助対象とするのは難しいでしょうか。</p> <p>一方、CTの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、その場合は撤去工事費用全体のうち、発熱外来と保管スペースの面積により按分して対象となりますでしょうか。</p>	<p>建物工事として整備するのであれば、補助対象となります。</p> <p>CTの撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、機器の撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外になると考えます。</p> <p>補助対象は、全体から保管スペースとして整備する面積を按分した金額になると考えています。</p>
24	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	<p>○設備整備について</p> <p>HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）の補助について、設置場所の制限はあるか。</p> <p>待合室に設置する場合でも、補助の対象となるか。</p>	<p>HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、発熱外来の協定を履行するための感染対策に必要な場所であれば、特段制限は設けていません。待合室に設置する場合でも補助対象となります。</p>
25	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	<p>新興感染症対応力強化事業の施設整備補助で、発熱外来を整備（建設）することは対象でしょうか。</p>	<p>発熱外来の建設は、補助対象にはなりません。施設整備の補助対象は、病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備及び個人防護具保管施設の整備となります。</p>
26	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>個人防護具保管施設の整備につきまして、今ある既存の部屋を個人防護具保管施設として改修（整備）したいが、補助対象になりますでしょうか。</p>	<p>個人防護具保管施設の整備については、既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。</p>
27	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>・既存の建物を2者共有で購入し、自社の占有面積部分を、個人防護具を保管するスペースとして、改修する工事は、補助対象となると考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>・協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。</p>
28	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>個人防護具保管庫のための施設改修を想定しており、具体的には、機械室の類の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中です。</p> <p>については、次の内容について、新興感染症対応力強化事業の補助対象になるかご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械室の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置</li> <li>2 機械室の入り口から保管庫までの通路の改修（通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの）</li> </ol>	<p>個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。</p>
29	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	<p>HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）の補助について、陰圧設備に必要な備品（陰圧ブースやパーテーション等）も対象経費に含まれるか。</p>	<p>HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、陰圧ブースやパーテーションを設置しなければ稼働しない機器の場合には、対象経費に含まれます。</p>
30	施設整備	個人防護具保管施設の整備	<p>個人防護具保管庫の設置にあたって、設置場所の整地工事費も補助の対象としてよいか。</p>	<p>整地費用は補助対象となりません。</p>

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
31	施設整備	病室の感染対策に係る整備	病床確保と外来に係る協定を結ぶ医療機関で、病床確保に係る補助メニューを活用して、例えば透析外来患者用の部屋を整備するのは、対象となり得るでしょうか？ 整備により、新興感染症陽性の透析患者を受け入れることができ、体制の強化につながる面はあるかと思いますが、あくまで入院病床に関する病棟、病床の整備に限るという考え方でよろしいでしょうか。	病床確保の協定を締結する医療機関であって、感染症患者専用の透析外来患者用の病室として整備する場合には、補助対象とすることは可能です。
32	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	例えば、一般患者と新興感染症患者の病棟のゾーニングを目的として新興感染症患者の診察を行うための診察室（陰圧室）を整備するための改修工事は補助の対象となり得るでしょうか。	新興感染症患者の診察を行うための診察室（陰圧室）の整備が、病棟等の感染対策に係る整備として、病棟のゾーニングに資する改修工事の場合には、補助対象となります。
33	施設整備	病室の感染対策に係る整備	「病室の感染対策に係る整備」について、医療機関より、現在4人床の病室の個室化を検討しているが、個室2室しかとることができない。そのため感染時には個室（1床×2室）で使うが、病床の返上を避けるため、平時は2床室（2床×2室）として利用したいとの相談がありました。 このような運用を行う場合でも、補助の対象になるのでしょうか。また補助の対象となる場合、補助額は2室分として計算することよろしいでしょうか。	新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として補助対象となります。また、当該事例については2室分の補助額で計算します。
34	設備整備	簡易陰圧装置	設備整備の「簡易陰圧装置の整備」について、1病室に2台以上の整備を行う場合も、補助の対象になるのでしょうか。	病室の面積等の関係から、1病室に2台以上を整備しなければ陰圧にできないなどの必要がある場合には補助対象となり得ます。 なお、整備後に会計検査院等の検査により、過剰な設備整備であるなどの指摘を受けた場合には補助金の返還となる可能性もありますのでご注意ください。
35	設備整備	簡易陰圧装置	装置を設置するにあたって生じる作業費、交通費、諸経費等も補助の対象となるのでしょうか。	少なくとも、設置にあたって生じる交通費は補助対象外とすべきですが、作業費、諸経費については、簡易陰圧装置を設置及び稼働させるために必要不可欠と認められる範囲であれば、補助の対象となり得ます。
36	設備整備	全般	質問（No.35）で簡易陰圧装置の「設置にあたって生じる交通費は補助対象外」とされています。 作業員用の交通費と器材運搬用の交通費が別建てで計上されている場合、作業員の交通費のみでなく、機材運搬の交通費についても補助対象外ということよろしいでしょうか。	明確に購入費と交通費が分けられるのであれば、作業員の交通費のみでなく、機材運搬の交通費についても補助対象外となります。 送料が補助対象となるのは、購入金額に含まれており不可分としてやむを得ない場合に限りです。

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ & A

No	区分	分類	質問	回答
37	設備整備	全般	質問（No.36）において、「明確に購入費と交通費が分けられるのであれば、作業員の交通費のみでなく、機材運搬の交通費についても補助対象外となります。送料が補助対象となるのは、購入金額に含まれており不可分としてやむを得ない場合に限りです。」とありますが、一体の購入金額に送料（運搬費用）が含まれているものの、見積書の内訳として運搬費用が明示されている場合、当該運搬費用は補助対象外とすべきでしょうか。どの設備購入費にも全て一定の運搬費用が含まれていると思いますが、納入業者が見積書等に内訳を記載しなければ補助対象、内訳を記載すれば補助対象外という取扱いは、混乱を生じるものと懸念しておりますが、いかがでしょうか。	あくまで補助対象は関連する設備の購入費です。購入費として必要な経費であれ補助対象となります。なお、これまでどおり交通費のみ等の計上があるのであれば対象外です。
38	施設整備	病室の感染対策に係る整備	「病室の感染対策に係る整備」について、医療機関より、既存の個室を改修する場合も補助対象となるのか。なお、工事を行うのは次の2点の予定。 ①既存病室にトイレ・バスはあるが、劣化しているためリニューアルする ②エアコンはあるが、通常のものである。感染症対応に使用できるよう、陰圧装置を入れたい除菌対応の空調設備に変えたい。	①について 単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ・バスを更新する場合には補助対象とはなりません。 ②について 協定を履行するために新たに陰圧装置を整備する場合であって、感染症対応に必要なものであれば、補助対象となります。
39	施設整備	病室の感染対策に係る整備	感染症患者を受け入れるための、壁や床を抗菌性のある素材に貼り替える、現在設置されている便器を入れ替える、シャワーユニットを入れ替える については補助対象となりますでしょうか。	入院患者の療養環境改善のみを目的とした整備ではなく、壁や床の張り替えや、すでに設置されている便器等を交換しなければ、感染患者を受け入れることができない場合には、補助対象となり得ます。
40	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	「病室の感染対策に係る整備」について、既存個室に専用のHEPAフィルター付き陰圧装置を設置するのみの改修工事の場合も補助対象と考えてよろしいでしょうか。また、その場合は、工事費と併せて、陰圧装置の機器の金額についても対象経費となると考えてよろしいでしょうか。 (病室に簡易陰圧装置を備えつけるに当たり、窓枠と配管の工事が必要になるとのことです。)	・感染対策のための改修工事（施設整備）を行う場合は、補助対象となります。 その場合、工事費に含まれる設備の費用についても対象経費になります。
41	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認申請の費用も補助対象経費になるか。	建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。
42	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	パーティション型空気清浄機であっても、HEPAフィルターがついていること、陰圧対応可能なことがカタログ等で確認出来れば、補助の対象と考えてよろしいでしょうか。 (新型コロナの医療機関設備整備補助事業では、「HEPAフィルター付空気清浄機」ではなく、「HEPAフィルター付パーティション」の区分で補助申請をしていた機器のため、念のための確認です)	新興感染症対応力強化事業では、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）について、補助対象としています。 陰圧対応が可能な空気清浄機の場合には、補助対象とすることは可能です。
43	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	・陰圧室をもっていない発熱外来で、待合室・診察室等に、HEPAフィルター付き空気清浄機の設置を考えている医療機関が多くあります。 ・今回の補助事業では、HEPAフィルター付き空気清浄機を「陰圧対応可能」な機器に対象を絞っていますが、補助を受けるに当たり、陰圧室にする工事や陰圧ブースの購入設置までは求めていないと考えてよろしいですか。	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）を新設・増設する費用について補助対象としており、陰圧室にするための工事までを実施しなければ補助できないというものではありません。

○令和7年度新興感染症対応力強化事業に係るQ&A

No	区分	分類	質問	回答
44	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管施設の整備について、借地に整備する場合も補助対象となりますでしょうか。それとも、借地の開設者が所有する土地に整備する必要がありますでしょうか。なお、照会の医療機関自体が借地上に設置されておりまして、その同一の借地内にある駐車場の一角に整備するものになります。	協定締結医療機関内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関と同一の借地内にある駐車場の一角に個人防護具保管施設を整備する場合は、施設整備費補助金の対象となり得ます。
45	施設整備	個人防護具保管施設の整備	敷地外の賃貸物件の敷地やマンション等の賃貸物件を借り上げて個人防護具保管施設として使用するのとは本件補助の対象外と考えてよいでしょうか。	本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、賃貸物件の改修費用は補助対象となりません。
46	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	1. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）について、陰圧化するためにあわせて設置する陰圧ブースやテントは補助対象となるでしょうか。 2. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）について、空気清浄機単体では設置室内を陰圧化できず、陰圧化のためには陰圧ブース・テントの設置が必要となる場合、実際に新興感染症が発生した際に陰圧ブース・テントを購入するとの条件で、空気清浄機単体の購入費に対する補助は可能でしょうか。	1について HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、陰圧ブースやテントを設置しなければ稼働しない機器の場合には、補助対象となり得ます。 2について 補助対象となります。
47	設備整備	簡易陰圧装置	補助対象となるのは、本体のみでしょうか。使用するためには、ダクト工事であったり、陰圧ブースとの組み合わせが陰圧できません。ダクト工事や陰圧ブースの導入経費も対象となりますか。	簡易陰圧装置について、ダクト工事や陰圧ブースと組み合わせなければ陰圧化できない機器の場合には、本体以外の導入経費も補助対象となり得ます。
48	施設整備	個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管施設の整備事業について、イナバの物置を転倒防止工事(アンカー工事)により設置する場合であって、その物置が建築物に該当することを事業者から市町村に確認がとれている場合、その工事費と物置の費用は補助の対象と考えてよろしいでしょうか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、建物整備の工事に要する費用が補助対象になります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
49	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	・補助対象のHEPAフィルター付き空気清浄機について、「陰圧対応可能なものに限る」とありますが、「陰圧対応可能な空気清浄機とは、①「陰圧装置」が付属している空気清浄機を指しているのか、それとも②「陰圧下でも正常に作動する」空気清浄機を指すのか教えていただけますでしょうか。	①を指しています。
50	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	・医療機関より、HEPAフィルター付き空気清浄機を購入予定であると申請がありました。当該商品は、専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるというものでした。当該商品については、「陰圧対応可能なもの」と捉えてよいか教えていただけますでしょうか。	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、専用の簡易テントと同時に使用することにより、簡易テント内を陰圧空間にできるものである場合には、「陰圧対応可能なもの」と捉えられと考えられます。
51	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	・医療機関より、ULPAフィルター付き空気清浄機を購入予定として申請がありました。当該商品をメーカーはHEPAフィルターに比べ高性能なフィルターを搭載と説明しているとのことですが、今回の補助の対象は「HEPAフィルター付き空気清浄機」であり、ULPAフィルター付き空気清浄機は含まれないと判断してよろしいですか。	HEPAフィルターと同等以上の機能を有すると認められるフィルター付き空気清浄機であれば、補助対象となります。

※このQ&Aは、令和6年度事業実施時の国Q&Aをもとに作成しています。国より当該補助事業に係る考えが追加で示された場合、順次、加筆・修正・追加します。